

長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会報告書

I 特別委員会の基本的事項

【設置の経緯】

平成29年6月1日、長崎新聞に「長与町教委、給食米でトラブル 町議反発、発注を変更」との2段見出しの記事(2頁参照)が掲載された。記事は、教育長及び副町長、親族が米店を営む議員への取材に基づくものであったが、この記事の内容が事実であれば長与町議会議員政治倫理条例(以下「政治倫理条例」という。平成25年3月条例第22号)に抵触する恐れがあり、以下の手続きを取った。

- 6月2日 正副議長及び議会運営委員会正副委員長により対応を協議
- 6月6日 全員協議会：教育長及び教育委員会職員、副町長、当該議員の説明を聞き、若干の質疑を実施
- 6月7日 議会運営委員会：特別委員会設置議案の提出を決定
- 6月8日 全員協議会：特別委員会設置議案の提出を説明
- 6月9日 本会議：長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会設置についての決議(発委第1号)を賛成多数(反対3人)で可決し、設置が決定

以上が長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会(以下「特別委員会」という。)設置までの経緯である。

【調査目的】

1. 給食米を巡る新聞報道に係る実態把握
2. 長与町議会議員政治倫理条例に基づく調査

【委員定数】

14人(議長及び当該議員を除く)

【調査期間】

調査が終了するまでとし、閉会中も継続して調査することができる。

【委員会構成】

平成29年6月9日の本会議において、正副委員長の互選の結果が報告され、次の委員の就任を承認した。

委員長	喜々津 英世		
副委員長	金子 恵		
委員	浦川 圭一	中村 美穂	安部 都
	饗庭 敦子	安藤 克彦	分部 和弘
	岩永 政則	山口 憲一郎	堤 理志
	河野 龍二	吉岡 清彦	竹中 悟

※ 当該新聞記事は著作権の関係で、ホームページ上での掲載は控えております。

【調査項目】

新聞報道に係る実態調査と政治倫理条例の関連性

1. 新聞記事の概要

- ① 町教委は4月、西そのぎ商工会と1年の随意契約を結び米店2店の納入を原則にしているが、「地場産品推進月間」の6月分はJA側への発注を優先するよう学校に連絡。4校分はJA側に発注された。これに対し会員米店を親族が営む町議が反発すると、町教委はすぐにJAへの発注内容を変更した。
- ② 4校を管轄する教諭は16日、JA長崎せいひ長与支店に6月分2,080kgを発注。それを知った町議は教育長を訪ね、親族の米店の納入が減るので「困る」と抗議した。
- ③ 教育長は、「ぶれた対応で不適切だった。町議の影響がなかったと言えようそになる」と説明した。
- ④ 町議の訪問を受けた副町長は、「調整できないか町教委に連絡した。一気に納入量が減れば厳しい。相手が議員だから対応した意識はない」と答えた。
- ⑤ 町教委は18日、同支店に対し、発注済み分を6、7月の2カ月分に変更するように依頼、了解を得た。学校側には6月分の米の7割は同支店から、3割は町議親族の米店から入れるように指示した。

2. 政治倫理条例に抵触が疑われる新聞記事上の行為

- ① 会員米店を親族が営む町議が反発すると、町教委はすぐにJAへの発注内容を変更
- ② 町議は教育長を訪ね、親族の米店の納入が減るので「困る」と抗議
- ③ 町議は副町長を訪ね協力要請
- ④ 町教委は18日、JAに対し、発注済み分を6、7月の2カ月分に変更で合意

II 調査結果

特別委員会における新聞記事の実態把握を踏まえて、西岡議員の発言及び行為が政治倫理条例に抵触するか否かについて、次の手法により各委員の考えを確認した。

1. 「政治倫理条例に係る調査票」の提出

- ①政治倫理条例に抵触するか否かについて選択し、選択した理由について記載。
- ②教育委員会の対応等について気付きがあれば記載。

《調査票集計結果》・・・別紙①参照

▼条例に抵触しないと考える委員・・・・・・・・・・ 5人 ・浦川圭一、中村美穂、岩永政則、吉岡清彦、竹中 悟
▼条例に抵触すると考える委員・・・・・・・・・・ 7人 ・安部 都、饗庭敦子、安藤克彦、金子 恵、喜々津英世、堤 理志、河野龍二
▼抵触するか否か判断できないとする委員・・・・・・・・ 2人 ・分部和弘、山口憲一郎

2. 表決結果

▼条例に抵触しないと考える委員・・・・・・・・・・ 4人 ・浦川圭一、岩永政則、吉岡清彦、竹中 悟
▼条例に抵触すると考える委員・・・・・・・・・・ 7人 ・安部 都、饗庭敦子、安藤克彦、金子 恵、山口憲一郎、 堤 理志、河野龍二
▼抵触するか否か判断できないとする委員・・・・・・・・ 1人 ・分部和弘

注：中村美穂委員は欠席。委員長（喜々津英世）は表決に加わらない。

【調査の成果】

1. 前記2の表決結果のとおり、西岡議員の行為は政治倫理条例に抵触するとした委員は7人と最多となった。抵触しないと考える委員は4人。判断できないとする委員1人となった。

《抵触する政治倫理基準》

- ① 第3条第1項第1号
抵触すると考える委員のうち4人が該当するとしている。
 - ② 第3条第1項第4号
抵触すると考える委員全員が該当するとしている。
- ※詳細は7頁を参照。

2. 教育委員会の対応の問題点、改善を求める事項
10～11頁を参照。

Ⅲ 調査の経緯

第1回特別委員会（平成29年6月20日）

1. 特別委員会設置目的の再確認

新聞記事に係る実態把握を通して、政治倫理条例に抵触する行為の有無について検証を行うとともに、学校給食を巡る教育委員会の事務等に問題点があれば改善の提言を行うことを確認した。

2. 新聞記事及び全員協議会における関係者説明の問題点等抽出

【疑問点・問題点及び主な意見】

- ① なぜ給食米だけが西そのぎ商工会（以下「商工会」という。）との契約なのか。また商工会法第6条の「営利を目的にしてはならない」に抵触するのではないのか。
- ② 契約は教育委員会（以下「町教委」という。）と商工会だが、一連の交渉は西岡議員としている。契約当事者である商工会が異議を唱えるのが普通だ。
- ③ 副町長が、町教委に調整を指示している。越権行為ではないのか。
- ④ 商工会はマージンをとっているのか。
- ⑤ 給食米の注文は、各学校及び共同調理場が直接行うが、取消はなぜ町教委なのか。
- ⑥ 西岡議員は「本年3月、町教委の職員から西岡屋は独占で納品しているので、農協を入れたいと言われた」と説明しているが、理由を確認しなければならない。
議員は、「中村米穀店は様々な理由で納品できなかった」と説明しているが、この理由は何か。西岡屋の独占納入の期間はどれくらいか。
- ⑦ 契約先の商工会に発注し、商工会から会員業者に連絡がいくのか。
- ⑧ 商工会との契約、契約から発注、納品、請求、支払いまでの事務の流れ等を理解するために、関係書類の提出を求める。

3. さらなる実態把握のためには、町教委及び西岡議員に対する聞き取り調査が必要であることを確認

第2回特別委員会（平成29年7月3日）

町教委関係者の出席を求め、これまでの説明に基づく疑問点等について調査した。第1回特別委員会で資料請求を決定していた契約書の写し、契約事務フロー図が提出されたので、併せて調査を実施した。

1. 提出資料

- ① 平成29年度学校給食用物資売買契約書
- ② 長与町における学校給食米の流れ（フロー図）

(1) 学校給食用物資売買契約書の内容

- 第1項 契約物品及び規格数量・・・県内産ひのひかり米を注文書どおり納入
- 第2項 契約金額・・・・・・・・・・10^千円当り3,090円(税別)の単価契約
- 第3項 発注・・・・・・・・・・納入月の1週間前までに発注
- 第4項 納入期日及び場所・・・・・・・・・・定めた日に、各調理場に納品

- 第5項 納入の完了・・・・・・・・・・係員の検査に合格したとき完了
- 第6項 支払い請求書の提出・・・・・・・・商工会指定業者は毎月5日までに学校に提出
- 第7項 対価の支払期日及び場所・・・・毎月10日までの直接業者に支払う
- 第8項 契約の解除・・・・・・・・各条項に違反したときは契約解除。異議申立は不可
- 第9項 有効期間・・・・・・・・・・契約日から平成30年3月31日まで
- 第10項 その他・・・・・・・・・・前各条に定めるものの外は、協議して定める

(2) 学校給食米事務の流れ・・別紙②「長与町における学校給食米の流れ」参照

- ①契約当事者・・・・・・・・・・長与町教育長 西そのぎ商工会長
- ②契約内容、指定業者の通知・・・・町教委が各調理場に連絡
- ③納入業者の指定・・・・・・・・・・商工会が西岡屋、中村米酒店を指定
- ④発注・・・・・・・・・・各学校及び共同調理場から西岡屋に発注
- ⑤納品及び請求・・・・・・・・・・長与小のみ中村米酒店。他はすべて西岡屋

2. 主な質疑

問： 中村米店が休止をされ、西岡屋がほぼ全量を賄っていた期間はどれくらいか。

答： 独占期間は、27年度と28年度。

問： 商工会法第6条は「商工会は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。」としている。独占的な形はまずいと判断したのか。

答： 商工会法は考えていなかったが、納入業者が1社は問題があると話をした。

問： 今回初めて農協から見積もりを取ったとのことだが、農協への発注の選択肢も各調理場に与えておくべきではないか。

答： 農協にも登録申請を出してもらっている。各調理場から農協に発注できるような形を取っている。

問： 商工会との契約は単年度契約なので、次年度からは商工会を通さない契約と理解してよいのか。

答： 次年度からは現行のような形の契約ではなく、業者に広く登録をしてもらう。発注も各調理場からできるようにしたいと考えている。

問： 経営者でもない議員がこの交渉に当たっている。商工会、中村米店からは何ら問題提起もあっていない。議員は委任を受けて来ているのか。

答： 議員が、商工会及び西岡屋、中村米店から委任を受け、代表で来ているとは認識していない。商工会及び中村米店からの働きかけは何もない。

問： 商工会と1年間の契約をしているが、6月分を農協に発注したのは契約違反にならないと答弁している。契約違反にならない理由は何か。

答： 1年間の契約は、発注量を契約したものではなく、必要に応じて各調理場から発注するという契約で、(農協には)登録申請もしてもらっており、その分は契約違反ではないと認識している。

問： (教育長と)面談の可否は職員が判断した上で取り次ぐ。西岡議員の場合、議員が来たから面談したと捉えてよいのか。

答： 議員が来られれば相談にのる。だから相談を受けた。

問： 教育長の「議員の影響がなかったと言えようそになる」発言は、全員協議会で「記憶がない」との答弁だったが、そこはどうなったのか。

答： テープを起こしてみたら、帯田次長の発言だった。

問： 農協に発注したことについて、西岡議員は了解したにもかかわらず、何回も協議し変更をしている。このままOKしていれば変更はなかったのではないか。

答： 西岡議員が言ってこなければ変更はなかった。

第3回特別委員会（平成29年7月7日）

西岡議員の出席を求め、全員協議会及びこれまでの特別委員会が出た疑問点等について調査を実施した。

1. 主な質疑

別紙③「第3回特別委員会における主な質疑応答」を参照

2. 答弁の要旨

- ① 町教委及び副町長を訪問したことについては「取引の確認に行った」と答弁。
- ② 訪問は「西岡克之個人として行った」と、12回にわたって答弁。
- ③ 5月1日の「6月分はJAに発注する」旨の町教委側の電話連絡については、「大事な話は電話ではなく文書ですべき」とは、7回答弁。
- ④ 「町議の影響がなかったと言えようそになる」発言記事は、「影響力を行使したことが立証されたが」との質疑に、「相手の取り方、受け方の問題で、全くそういう思いはない」と答弁。この趣旨の答弁も複数回あった。
- ⑤ 西岡屋、西岡議員と町教委側が協議して発注数量が変更されたことに、「変更されたか確認していないので分からない」。その他「契約は町教委と商工会であり、答弁は控えたい」など、答弁回避も多かった。

第4回特別委員会（平成29年8月7日）

1. 協議事項

(1) 商工会、JA及び行政関係者からの意見聴取について

▼賛成意見

商工会との契約、商工会の会員及び理事就任問題、商工会職員による営業休止していた業者に対する指定業者への再納入打診などの問題を調査すべき。

▼反対意見

関係団体を聴取しても、商工会内部の問題及び契約の問題などが主になり、政治倫理条例に抵触するか否かの判断材料はないと思われる。

▼表決

表決の結果、各団体及び関係者からの意見聴取は実施しないことを決定した。

(2) 各委員の意見表明方法について

これまでの調査を踏まえ、政治倫理条例に抵触するか否かについて、各委員の考え方

の表明について協議した結果、「政治倫理条例に係る調査票」に考え方をまとめて提出することを決定した。

(3) 表決について

政治倫理条例に抵触するか否かについては、賛否両論があり全会一致による結論は出せないと判断した。このため表決は行うが「政治倫理条例に抵触すると判断する委員が何人、抵触しないと判断する委員が何人」となる旨の報告に留め、通常の「賛成多数で認定した」等の表決ではないことを確認した。

第5回特別委員会（平成29年8月25日）

政治倫理条例に係る調査票の集計結果等を踏まえて、特別委員会としての最終判断を協議した。

【提出資料】

- ① 別紙①「政治倫理条例に係る調査集計表」参照
- ② 各委員の「政治倫理条例に係る調査票」は、別冊のとおり

【調査結果】

3頁に記載。

【政治倫理条例に抵触事由】

- (1) 政治倫理条例第3条（政治倫理基準）は、議員が遵守すべき事項を第1号から7号まで規定しているが、対象となるのは第1号から第4号までに抵触するか否かである。
 - 第1号「町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」
 - ※4人の委員が、新聞報道されたことが疑惑を持たれたことになり、第1号に抵触するとしている。
 - 第4号「町の職員の適正な職務の遂行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。」
 - ※8人の委員が、「家族が経営する米店の納入が減るので困る」と抗議したことは事実である。議員は「西岡克之個人としての行為である」と繰り返し答弁しているが、抗議によりJA発注分の取消、西岡屋（議員も含む）との調整、調整を踏まえてJAへの再発注など、町教委の事務を二転三転させた行為は事実であり、第4号に抵触するとしている。
 - 第3号は、給食会計は私会計であり対象外としていたが、2人の委員が抵触するとしている。
- (2) 第1条（目的）に抵触するとした委員は4人。第2条第2項は3人の委員が抵触するとしている。それぞれの条文中「いやしくもその権限又は地位による影響力を行使」、また「いやしくも特定の個人、団体の利益を求めて」などに抵触すると判断している。

IV 新聞報道の真偽

1. 教育長の「町議の影響がなかったと言えようそになる」との発言

第2回特別委員会で教育長は、「この発言についてテープを起こしてみたら、次長の発言だった」と答弁した。これにより「教育長の発言」とする報道は誤りと判明した。

しかし、発言があったことは事実で、町教委側は議員の影響を認めたことになる。

2. 町議は教育長を訪ね、親族の米店の納入が減るので「困る」と抗議

(1) 町教委側の説明及び答弁

この発言及び行為については、全員協議会及び第2回特別委員会での町教委側の説明及び答弁により明確になった。

(2) 西岡議員の答弁

「議員は内容確認に行ったというが、内容確認と納入が減るので困るとの抗議は矛盾する」との質疑に、「内容確認の一環でそういう話が出たのかなと」と答弁した。再度確認の質疑にも「確認の中で、そういう言葉が出たのかなと推測及び理解をしています」と答弁している。明確に発言を否定する答弁ではなかったことから、委員長は「そういう発言があったことを認めたものと思う」として、他の質疑に移った。

3. その他の記事

(1) 副町長への面談、副町長から町教委へ「調整できないか連絡した」との記事も事実であると立証された。

(2) J Aへの発注、発注取消、納入月を変更して再発注された記事も事実であると立証された。

V 政治倫理上の争点等・・・(政治倫理条例に係る調査票より)

1. 西岡議員の「議員としてではなく個人の行為」との答弁について

抵触すると考える委員のうち7人が、議員としての行為と判断

①教育長は、「業者と直接会うことはない。議員が来られれば相談にのります。だから相談を受けました」と答弁している。

②町教委側の説明でも「西岡議員が来られ」など、西岡議員の名前が数多く出てくる。

③議員は365日、24時間議員であり、自分の都合で使い分けるとは言語道断である。

④「個人で行っており、条例に触れない」と言っているが、町教委側は議員であることを前提に対応している。自覚が足りない。議員は公人である。

⑤選挙で町民の負託を受け活動する中で、行政との関りは全て議員としての役割と考えるのが当然である。

⑥町教委側は、議員だからこそ面会、対応したと説明している。

⑦議員職が個人と線引きはできない。線引きするならば個人活動及び営業活動の場合は、議員報酬を返還すべきだ。

抵触しないと考える委員のうち2人がこの問題に触れ、他委員は言及無し

①個人で役場に出向いたつもりでも、議員である以上、今回のように嫌疑がかけられる

こともあるのだと思う。

- ② 一個人であれ、西岡家の一員であれ、西岡克之氏は議員であることに違いはない。要は、今回の事例が政治倫理条例の何条に抵触するかにあると解すべきである。
- ③ 「議員として職員の適正な職務の遂行を妨げる」また「職権を不正に行使する働きかけた」などの言動は、今日までの教育長の答弁では見受けられない。

判断できないとする委員の考え

特別委員会「個人＝議員」であることの判断が示されなかったことを前提として

- ① 議員は選挙で住民の負託を受け、議員として報酬を受けている。行政との関りは全て議員としての役割と考えるのは当然であり、行政に対して個人と議員を使い分けることは、税金で報酬を受けている者として不適切であり、住民の信頼を損ねる。

2. JA発注分は6、7月に分けられ数量に変わりはないことと、政治倫理条例の関係

抵触すると考える委員のうち5人が、倫理条例に抵触と言及

- ① 教育次長から「西岡議員が何も言ってこなければ、2,080*₀は6月で終わっていた」との答弁があった。このことから、政治倫理条例3条の4号に抵触する。
- ② JA発注済で決まっていた6月分給食米に対して、確認という名目で町教委や副町長を再三訪問し、その結果、JAへの発注は取消、量の変更等、二転三転している。
- ③ 議員の抗議により、町教委側の業務を二転三転させている行為は、条例第3条第1項第4号に明白に違反する行為である。(同意趣1件)
- ④ 「西岡議員の抗議がなければ、JAとの契約はそのまま」と、町教委側は答弁している。適正な職務の遂行を妨げ、職権を不正に行使していることが明らかだ。

抵触しないと考える委員のうち2人がこの問題に触れ、他の委員は言及無し

- ① 農協への数量は変わりなく、米店はその分納入が減らされたままである。農協への注文の全てがキャンセルになれば問題だと思うが、そうではなかった。
- ② 農協に発注する2,080*₀を6、7月に分けることについては、教育長自身が判断し結論を出している。議員であることによる特別な対応はしていないと解釈する。

VI その他の争点等・・・・・・(政治倫理条例に係る調査票より)

1. 商工会との契約にもかかわらず、JAに発注したことによる議員の抗議問題

抵触すると考える委員のうち5人が言及

- ① 6月は地場産物使用推進月間のためJAに発注した。西岡議員は、一度は了解しながら疑問を持ち、数度に亘り抗議している。抗議後、JAへの発注が変更されている。
- ② 当該議員の一般質問の答弁に沿い、農協の米納入に一旦理解を示していた後、5月12日に副町長を訪ね「1年間の納入数量を確保しており、このままでは困る」と話し、副町長は町教委に対し「調整できないか」と話している。
- ③ 契約前の3月議会で当該議員の質問に対し、「地場産物使用推進月間」は町内産を使用し、不足分は県内産米を使用する」との答弁したことに対し、議員は「今回初めて前向きな答弁が聞けて良かった」との発言が会議録に記載されている。
また、5月1日に西岡屋に電話し「うちは構わない」との返答も得ている。翌2日に

確認に来た当該議員も町教委側の説明を聞き、「了解した」として帰っている。

- ④給食米納入（売買）契約書は、給食米の10^キ当りの単価を定めたものであり、年間数量、年間発注についての取り決めはなされていない。
- ⑤給食米だけが商工会との直接契約であること、また商工会のうち特定の2業者だけが納入できる状況は、不可解としか思えない。

抵触しないと考える委員のうち4人が言及

- ①契約後に新たな納入先に納入を申入れる等の状況が発生したとすれば、一方の当事者は当然納得できない感情を持ち、協議の対象となるのは明らかと推測されるため、本条項（第4号）には何ら抵触するものではない。
- ②そもそも4月の契約の前に、今年の発注における変更の可能性について、町教委側から協議を持ちかけるべきではなかったのか。
- ③売買契約後、町教委側と西岡氏間で3回に亘る協議は、それぞれに言い分がある。今回の協議を聞く限り、互いに納得し解決している。
- ④対象議員の米店は、商工会を介して29年度の給食米売買契約を交わしている。契約期間にもかかわらず町教委は、地産地消月間を名目に突然農協に発注している。

2. その他の意見

- ①「町の請負契約」ではなく議会が関与してもいないので、議会及び議員が契約の内容、履行にあれこれ介入できる契約ではないと理解し、委員会の設置にも反対した。
- ②条例第3条第1項第3号への抵触については否定したが、議員の倫理観としては、町以外の付属機関や組合、財政支援団体等との売買・請負契約等についても慎重な対応をする必要がある。
- ③給食米の産地、配合の割合をはじめ実態は把握できていない。特別委員会の調査事項ではないというが、それこそが保護者、住民が知りたいことではないか。
- ④政治倫理条例の実効性を担保するための見直し、運用面での改善が必要である。
- ⑤政治倫理条例には罰則規定を含め不備事項も散見される。見直しが急務である。
- ⑥給食材料は公会計とは違うが、保護者が信頼して納める大切な浄財である。私会計であっても公会計同様の扱いでなければならない。子どもたちの食を考えると、浄財の使用は有効かつ適正でなければならない。

VII 教育委員会に改善を求める事項等・・・（政治倫理条例に係る調査票より）

- ①契約書については、地方自治法や長与町財務規則等の適用を受けない契約であるとはいえ、内容に乏しく不備を感じる。内容を精査し、問題が起こらないような条項で整備するなど、検討、研究すべきと考える。（同意趣1件）
- ②随意契約とはいえ、納入業者を変更する前に事前に十分な説明も必要だと考える。
- ③権力者等からの依頼や抗議など、不当な支配があったときは、服することなく、毅然とした対応が必要である。（同意趣5件）
- ④電話対応だけでなく、文書での確認も必要がある。
- ⑤業者選定委員会の設置など、今後の契約のあり方についてルール化を進めてほしい。

- ⑥前例踏襲の廃止、職場風土の改革を求める。
- ⑦商工会指定業者で2年間も納入実績がない業者をなぜ参入させたのか。この業者は過去に異物混入があったと聞かすが、契約書第5項の規定に反しており、第8項第1号の規定により契約を解除すべきであった。
- ⑧商工会との契約は、商工会が契約の疑惑隠しに協力していると疑われることになりかねない。他の食材と同様、直接契約にすべきだ。
- ⑨教育基本法、地教行法、学校給食法、及びこれらの法の精神から逸脱した対応があったように思われる。

おわりに

6月1日の新聞報道を受けて、9日の本会議で特別委員会設置議案を賛成多数で決めた。設置に反対の意見は、「6日の全員協議会で納得のいく説明を受けた。我々議会体が評価して、正か悪かを決めるのは良くない」。「議員による圧力は双方否定している。今回、特別委員会ありきで何人かの議員が素早く対応されたことも違和感を感じる」が、反対の主な理由だった。

これに対し賛成意見は、「全員協議会での両者の説明には、食い違う点がある。問題の真相を究明し、再発防止につなげることが重要」。また「町議会は議会改革に取り組み、議会基本条例、政治倫理条例を策定している。報道が事実であれば、これまでの改革や議員の努力が無になる。議会や町政への信頼回復のためにも設置すべきだ」とのことであった。

特別委員会は6回開催した。新聞記事の中で教育長発言とされていた「町議の影響がなかったかと言えようそになる」については、テープを確認した結果、教育次長発言であったと説明された。その他の記事については、説明及び質疑の過程で事実であることが立証された。

当該議員は全員協議会の中で、「報道によって皆様にご心配、ご迷惑をお掛けしたことを遺憾に思っている」と発言したが、政治倫理条例第3条第2項「疑惑を持たれたときは疑惑の解明に当たるとともに、責任を明らかにしなければならない。」と規定している。

「謝罪すべきではないか」との質疑に、「謝罪は認めたことになる。私の意図に反することで、私は個人として行きました」と答弁し、また別の質疑にも「この(条例の)文言が、呑み込めていないので、答弁は差し控えたい」との答弁にとどまり、今日まで責任は明らかにされていない。

町教委側の対応における問題点、改善を求める点等については、10～11頁に列記している。中でも商工会との問題は、解明すべき事項があったが、商工会内部の問題でもあり、かつ政治倫理条例に結び付く案件ではないとの理由で、参考人聴取を見送った。町教委側は「現行の契約方式は改める」と答弁していることから、注視したい。

議会としてかかる不祥事を二度と起こさないためにも、特別委員会での調査を踏まえて、条例の見直しを含め、さらなる議会改革に努め、議事機関及び監視機関としての役割を果たし、議会基本条例に掲げる「執行機関と切磋琢磨する議会」の実現を目指さなければならない。

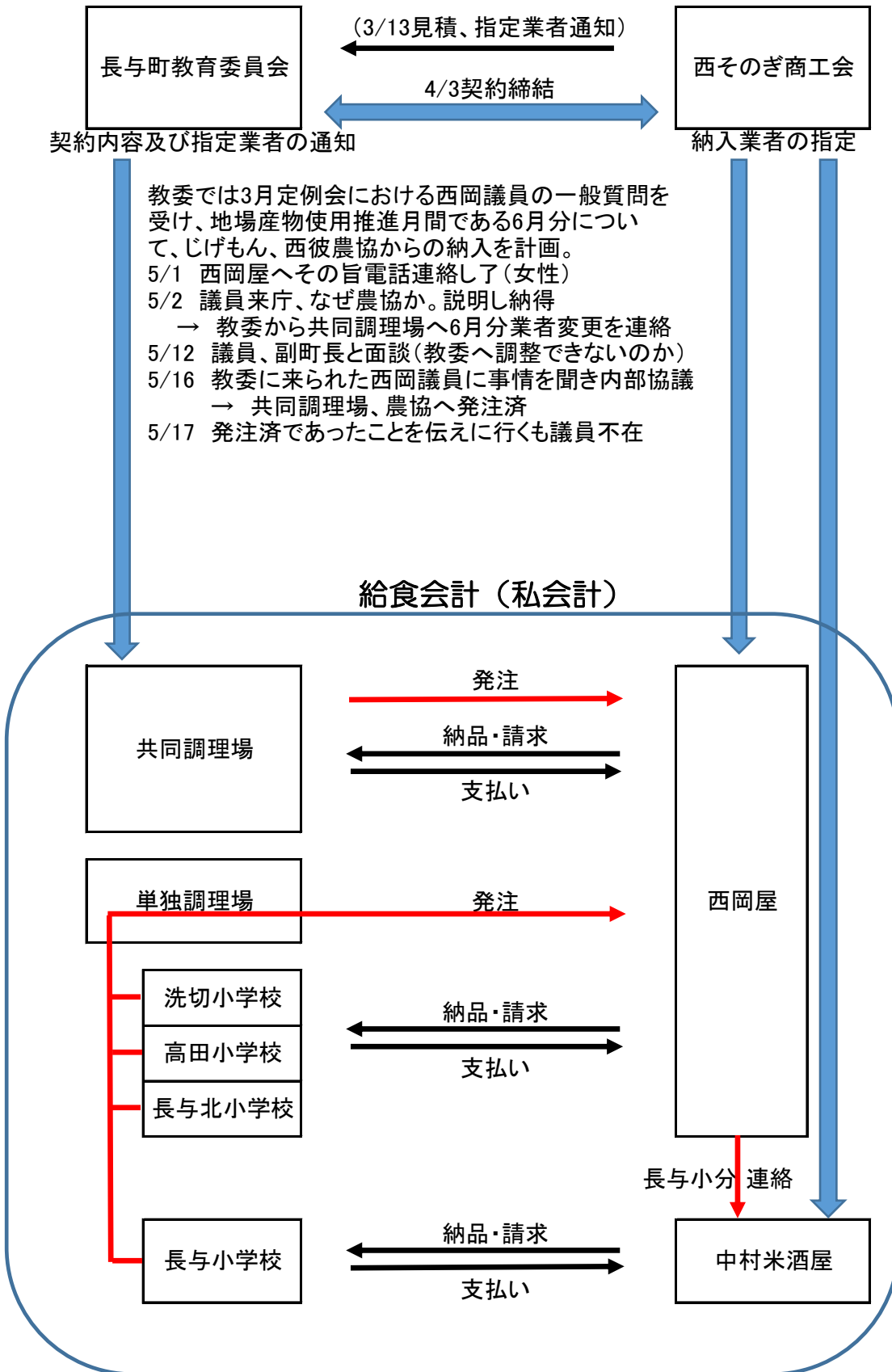
長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会
委員長 喜々津英世

政治倫理条例に係る調査集計表

No.	委員名	抵触しない	判断できない	抵触する	抵触するとする条項								備 考	
					第1条 (目的)	第2条(責務)		第3条(政治倫理基準)						
						第1項	第2項	第1号	第2号	第3号	第4号	第2項		
1	浦川 圭一	○												
2	中村 美穂	○												
3	安部 都			○						○	○	○		
4	饗庭 敦子			○	○						○			
5	安藤 克彦			○				○			○			
6	金子 恵			○			○	○			○			
7	分部 和弘		○		▲									▲は条件付
8	岩永 政則	○												
9	喜々津英世			○	○		○	○			○			
10	山口憲一郎		○		▲									▲は条件付
11	堤 理志			○	○						○			
12	河野 龍二			○	○		○	○		○	○			
13	吉岡 清彦	○												
14	竹中 悟	○												

注. 各委員の調査票は別紙参照のこと。

長与町における学校給食米の流れ



第3回 特別委員会における主な質疑応答

別紙③

No.	質問（同趣旨分は未掲載）	西岡議員の答弁
1	自身が役場に出向いているが、どういう考えで行ったのか	取引における確認です
2	政治倫理条例は私たち議会で作った。それに触れるという思いはなかったのか	西岡克之個人として行きました
3	5月2日に教育委員会に行った際は、了解したと言っている。その後、副町長に面談したのは、どういう目的があって面談したのか	それも同じく、西岡克之個人として確認に行きました
4	確認であれば教育委員会に行くべき。所管ではない副町長に会った理由は何か	同様です。それも確認です
5	教育委員会と協議内容は副町長は知るはずはない。副町長に何を確認したのか	内容は、教育委員会に行ったのと同様で、一連の問題の確認です
6	教育長は「一般の方、業者の人とは会わない。議員だから会った」と答弁し、私たちもそのことを認識したが、どう思うか	相手の取り方はどうか存じませんが、西岡個人として行かせていただいた
7	議員であれば職員は議員として話を聞くと思う。だから倫理条例ではいけないとしている。個人として行ったは通用しない。行政側は議員だから直接会う。会って話をする。政治倫理条例に反していると客観的に思わないのか	私は、個人として行くものですから、そこに議員として行ったという認識はありません
9	西岡屋の立場があるのかないのか、聞かせてほしい	立場はですね（あるという趣旨）。かといって給料はもらってはいない。西岡議員として、また西岡屋の関係者としては、私個人は切り離しているつもりです
10	西岡屋の経営には直接関連しない、タッチしていないと理解していいのか	西岡屋は西岡吉子の許可、また名義で、私のものではありません
11	5月1日に日西岡屋に電話した際、女性が「うちは構わない」と返答があっている。これは誰か把握されているのか	うちのスタッフの1人です
12	重要な連絡に対して（うちは構わないと）即答をしている。いちスタッフとは責任ある方と捉えていいのか	電話口で「無くなります」と言われては「そうですか」としか言いようがないと思います。こういう大事な話は、文書で行うべきだと思います
13	議員が役場に来られ、教育長や副町長に面談されたのは、代表者吉岡吉子さんの指示を受けていったのか	指示ではないが、後で電話口でのお話は聞きました。大事な話を電話口とするのか、常識的に考えて、普通は文書でやり取りをする。それを確認に伺いました
14	倫理条例の中に、職員の職務の遂行を妨げる行為をしてはいけないという項目がある。議員が行ったことにより発注取消、再度（数量を）元に戻すことが起きている。このことに対して議員として反省はないのか	発注が実際に減っているかどうか私は分からないので、職務を妨げたということもそれに勘案しているので分かりません。ただ、いち個人として、その内容を確認に行くのは、許されていると思っています
15	議員の数回の抗議のあと変更していることは、議員の行動が影響したと思うか	変更があったかどうか確認できておりません。したがって分かりません
16	教育委員会とのやり取りの中で、契約を変更されては困ると話したのか	今まで一定の量をいただいていたので、仕入れはしております。その量が減るのであれば、何度も申し上げるように事前に文書でいただければよいのですが、いきなり話があったので、それは確かに困るだろうと理解しています
17	今の答弁では、明らかに自らの意思でそういうふうにされると困ると言っている。困るということと内容の確認は違う。確認以上の話をした認識はあるのか	確認の一端の中での発言だというふうに理解しています
18	言ったか、言わないかの問題なので、もう一度答弁して	確認の中で、そういう言葉が出たのかなと推測及び理解しております
19	倫理条例に触れない、個人（の行為）と言っているが、我々は24時間365日議員です。議員として倫理条例を前にして、どう考えているのか	議員専業あるいは兼業の議員もいます。兼業の議員が会社に行くとき、俺は議員だって行ってる方はいらっしやらないと思います。それと同じと考えています
20	役場の職員にとっては、西岡さんが来たら誰が見ても西岡議員が来られたですよ。行ったら何かしてくれるのではないかとの思いがあるのではないのか	行ったことにより発注量が変わるのなら分かりませんが、現状は変わっていないと思います。あちら（教委側）も議員じゃないと捉えていると思いますよ
21	発注量は変わっていないというが、JAに発注した分の半分は翌月に回して、その分を西岡屋に発注している。西岡さんの言動が影響しJA分を変えたと教育委員会から聞いているが	発注の内容確認に行っている。例えば、こちら側に瑕疵があったのか確認に行ったことです。従ってどうなるかは私の知り得るところではありません。現状では当初のとおりJAに発注されているのじゃないですか

22	(議員の) 影響があったかどうかの中で、変更があったか確認していないと答弁しているが、教委側と西岡議員・西岡屋の間で変更が協議され、納得してもらったと(教委側は)説明があっている。答弁は食い違っているが	町教委がおっしゃることと、発注量が変わっているのかが確認できていないことを申し上げている
23	教委側は、西岡議員からの要請がなければ変えることはなかったと説明している。西岡議員の働きかけの影響が結び付いたのではないか	一般的な取引では、変更は文書で来るんです。あなたの所はこういう瑕疵があるので他の納品を許可しますと。私たちは教育委員会に尋ねに行きました。その結果、教委側が数量の変更をしたと理解しております
24	経営には関わっていないと話されているが、本当にそうですか。先程の同僚議員の質問では明確な答弁はなかったので、再度伺いたい	経営に関わる、関わらないは、どこに線を引くかという部分がある。本人の自覚の問題なので、そこは取る人の判断ではないでしょうか
25	5月12日に教委に行った後、副町長に面談に行っている。給食米の件で副町長に面会されたのは何回か	1回です
26	「教委側から価格を上げるのであれば、県経済連の米を農協より納品する」と言われ、契約と違う旨の申し入れをした。途中、副町長にも話をし、値上げをしないと私から話し、両者納得のもと、4月2日に商工会を通じて契約したと議員自身が説明している。常態的に副町長に話をもって行っているのではないか	すみません。5月12日ではなく、それ以前に会って、内容の確認をして、(このような)結果になった理解しています。日にちは私の勘違いでした
27	教委側は、5月12日議員と副町長が面談したと説明している。副町長への話は常態化している。5月12日は副町長と会っていないのか	先程、勘違いしていました。契約日以前に一度お会いしたことは事実です。5月12日は多分勘違いではないかと私は理解しています
28	教育委員会との協議は、議員の立場であったのか、西岡屋の一員として、圧力ではなく協議をされたのか	(西岡屋の)一員としての立場で協議をしまりました
29	給食米契約は、教育委員会と商工会となっている。冒頭「おかしいのではないかと質問もしたが、何故そのような契約になったか	平成18年より、地場の零細業者保護の観点から、教育委員会と当時の長与町商工会とで契約を交わしたと聞いている。直接契約ができなかったが、できない経緯は聞いていません
30	商工会は米は一粒も持っていない。零細企業の育成を図るため、このような(商工会との契約)ことをしなければならぬと議員は思っているのか	現在となりましては入札の形もありますが、学校給食法があり、安心安全なお米を子供たちの届ける、まずそこが担保され、手順を踏んだ上での納入方法を取らなければならぬと感じています
31	副町長は「議員だから対応したわけではない」と明言している。議員は議員の意識で行かれたのか、何をしにいかれたのか	安全性が担保された上で、単価を論ずるのであればよいが、その部分においてお話をし、かつ取引の疑義の話、確認という形で行かせていただきました
32	商工会の衣料品部会は町内の3軒で行っている。販売枚数が違っていても3軒の合計分を分配する形が衣料品部会と理解をしている。議員は筆頭理事をされているので理解していると思う。(給食米は)2軒で納入しているが、分配は衣料品部会と同じなのか	分配の話は今初めて理解した次第です。要は(商工会が)業者を取りまとめて窓口を一つにするという意味で申し上げたのでございます
33	1,400キロを中村米店とで納入すると決めておられるが、その割合はどのようになっているのか	他の米屋のことを私が発言するのはどうかと思います。まず安心安全が担保されなければなりません。担保できる設備が供給能力の差と私は理解しております
34	西岡屋の代表、西岡吉子さんが抗議に行かなかった理由は何か	「お前が行ってこい」という形で、お聞きしました
35	自分ほううまく交渉できないから、あなたが議員であるから、交渉をうまくして来なさいということか	それは全く違います。冒頭申し上げましたように、西岡克之個人で伺った次第です
36	個人で伺ったとのことだが、全ての何らかの交渉は(議員)本人が介入されているということで良いか	はい。私及び息子でございます。
37	教育委員会との交渉の中で、どうして電話なのか、文書でどうして行わなかったのか、との発言がないが、そのようなことは言われなかったのか	いずれ発言する機会があると思って言っていないませんでした。今日、この場で初めて発言をいたしました

38	西岡屋全体の運営、経営に関わっているという認識はあるのか	小規模零細企業であり、家族全員が一つのものに関わっていると考えている。全員が経営に関わっていると考えてよろしいかと思えます。
39	商工会法では、会員は商工業者でなければならない。商工会の役員は会員でなければならないとある。(議員は)現在商工会の理事をされていることは、経営に関わっていると理解してよいのか	理事は、定数の中の何名かは従業員でも構わないんです。そういう法律があるんです経営者でなくても理事にはなれるということでございます
40	(地場産について)教委側は、じげもんは長与産、JAは西彼地区産と考え、議員の説明は長与産オンリーと聞いたと、説明が食い違うがどうか	{じげもん}を通して、長与町の地場産の米を使いますということをお聞きしました
41	当初は西岡議員が(西岡屋の)代表でホームページ上でもそのように表示されていた。現在代表は変わっているが、実際に代表が変わったのはいつか	西岡屋の代表は、父が20数年前に亡くなってから、ずっと現在まで西岡吉子です
42	学校給食物資売買契約書は年間の納入数量を納入する契約ではなく、10キロ当たり3,090円で納入する契約だということは、議員も当然理解していると思うがどうか	(契約)当事者が、長与町教育委員会と西そのぎ商工会であり、私がお答えすべきではないと思えます
43	米の納入は西岡屋と中村米穀店であり、契約の中身を理解していないと齟齬が生じる。この内容で契約したと商工会から来るのではないか	私どもと商工会とは別に念書を交わします。そこでその確認をしますので、(契約の)中身についての私の言及は避けたいと思えます
44	念書の内容について教えてもらいたい	念書は、私たち(業者)は以下の内容を遵守することを本書面をもって約束するもの。教育委員会から提示された納入、配送時間、産地、価格についての内容で、おかしいのは価格は長崎県給食会の価格に準ずると書いてあり、その他品質衛生について、連絡体制について、その他事項として文言が並んでおります
45	年間数量の契約ではないが、教育委員会から6月には変えると言われ驚いて協議したとの話だが、契約そのものに齟齬がなければ契約は成り立つ。契約上違反していると思っているのか	ただ慣例で今までやってきたが、何か瑕疵があったのであれば、それはそれで理解します。何も瑕疵が無いのに、いきなり電話1本で話を聞いたのはいかがなものかと思えます
46	議員として(6月1日)この記事を見てどう感じたのか。政治倫理条例を思われたのかどうか確認をしたい	政治倫理では3条の3、4のところに当たるのかどうか視点がございしますが、私はそれには当たらないと理解しております
47	教育委員会側は、議員の圧力があつたことを認めている。これは倫理条例に抵触するのではと思うが、その辺りはどう思うか	私は全くそういう覚えはありません
48	議員の説明の中で、2年間納品をしていなかった業者を誘って商工会契約をしなければならなかったのか	誘って契約したのは間違いです。私は現状を商工会に報告し、商工会から中村(米穀店)さんにアプローチがかかったと聞いております。開店している話を商工会にして、商工会から話をしましょうという形になった模様でございます
49	政治倫理条例第3条第2項に、疑惑を持たれたときは自ら疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならないとなっているが、議員の答弁には謙虚な気持ちがないのではと思う。責任を明らかにすべきではないか	まだよく、この文言が呑み込めていないので、答弁は差し控えたいと思えます
50	町議の影響がなかったかと言えぼうそになるは、教育次長の発言だったことが明らかになった。影響力を行使したことが立証されたと思うが、どう思うか	相手の取り方、受け方の問題で、私は個人として行きましたが、全くそういう思いはありません
51	こういう問題になってしまったことへの謝罪はあつて当然だと思うが、その考えはないのか	謝罪ということは認めたこととなります。私の意図と反することでございます。私はあくまでも個人として行きました。今でもその思いは変わっておりません
52	教育委員会のフロー図(資料)で、西岡屋が全部取り寄せ(仕入れ)て、中村米穀店に長与小分を渡すという取組なのか	卸屋さんが同じ所もあれば、別の所もございします。ですから、うち(西岡屋)の方でどうこうということは、商売の中身に入りますので、言及は避けさせていただきます

政治倫理条例に係る調査票

提出日 平成29年 8月 14日

議員名 中村 美穂

【政治倫理条例に抵触するか否かの考え方】

(次のいずれかに○を付してください)

(1) 抵触する

(2) 抵触しない○

選択した理由等について記入ください (用紙が不足する場合はコピーして記入ください)

新聞報道により給食米の納入について問題になっているが、まずこの教育委員会と西そのぎ商工会との契約は私契約であり、町の契約ではないことから倫理条例第3条(3)にかかる働きかけではないと思われる。

3月の一般質問を受け、米の納入を地場産物使用月間の年3回農協等に発注することは良いことだと思うが、10年間納入してきた商工会の米店と、契約書に他からの納入はしないと記載はないとする教育委員会の当該契約に対する考え方の違いがもたらした問題だと思う。そもそも4月の契約の前に今年の発注における変更の可能性について、教育委員会側から協議を持ちかけるべきではなかったのではないかと。

契約書上、数量は注文書のとおりとなっても、米店側は納入に不足のないよう実績を参考に相当量を確認して然るべきである。(米は秋に収穫される為、急に地元産を調達できないのが実情だと思う。)

また、教育長に面会し、その後副町長に面会された後、農協への発注2080キロは6月納入から6月と7月に分けられたが、実際には農協への数量は変わりなく、米店はその分の納入が減らされたままである。もし、農協への注文の全てがキャンセルになれば問題だと思うが、そうではなかった。

しかしながら、個人で役場に出向いたつもりでも、議員である以上今回のように嫌疑がかけられることもあるのだと思うし、教育委員会も食材の納入について、安心安全なものを公平に納入できるよう、契約についての見直しは行なうべきだと考える。

【教育委員会の対応等について気があれば記入ください】用紙が不足するときはコピーして記入ください。

政治倫理条例に係る調査票

提出日 平成29年8月16日

[政治倫理条例に抵触するか否かの考え方]

議員名 安部 都

(次のいずれかに○を付してください)

(1) 抵触する(2) 抵触しない

選択した理由等について記入ください(用紙が不足する場合はコピーして記入ください)

(結論)

西岡議員の政治倫理条例に抵触する理由を述べたい。まず、長与町議会議員政治倫理条例の「第3条の(3)町の請負契約、一般物品納入契約、業務委託契約に関して特定の業者を紹介、推薦し、又は妨害、排除する等の働きかけをしないこと。(4)町の職員の適正な職務の遂行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。」

第3条の2項 議員は、政治倫理条例に反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、自ら疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。」とある。西岡議員が行った行為は、いずれの項目にも反し抵触すると考える。

(抵触の根拠)

①教育委員会は、6月は、地場産物使用推進月間のため給食米をJAに発注した。西岡議員は、一度は了解しておきながら、それに疑問を持ち、数度に亘り抗議をしていること。議員としての圧力と外部から取られてもおかしくない行為。実際、抗議後に、JAへの発注を変更している。又、「疑惑を持たれるときは、自ら解明に当たるとともに、その責任を明らかに・・・」とあるが、当該議員の説明では、明らかにはならず、疑惑解明には繋がらず謎が深まるばかりである。

②本人は、議員としてではなく、個人として教育委員会理事、教育長そして副町長との面談をしたというが、副町長、教育長などは、個人や業者に直接会うことはない。よって明らかに議員の立場を利用しての利権行使と外部からは、捉えられる。

③報道記事によると、教育長(事実は教育次長)が、「町議の影響がなかったと言えようそになる」という発言もしている。議員も「自分のところが被害者だ」という抗議も行っている。その結果、議員という特権の立場を利用して利益授受に値する行為。

④27年～28年にかけて、中村米穀は納入実績はない。その後、当該議員の特定業者の紹介により、再開となったところを見ると、抵触と言わざるを得ない。

以上のことから、職員の職務遂行を妨げ不正に職権を行使しているとみなされることから、政治倫理条例に抵触するものと考えられる。

{教育委員会の対応について}

今回の事件は、教育委員会等にも残念な積然としない言動があったことは否めない。随意契約であったとはいえ、納入業者を変更する前に事前に十分な説明も必要であったと考える。このように権力者等からの依頼や抗議などの不当な支配があったときには、服することなく、毅然とした対応が必要であったと思う。今後の教訓にして改善していただきたい。これからも子どもたちの美味しい食の安全には、充分にご配慮を願いたい。

政治倫理条例に係る調査票

提出日 平成29年 8月 12日

【政治倫理条例に抵触するか否かの考え方】
 (次のいずれかに○を付してください)

議員名	饗庭 敦子
-----	-------

(1) 抵触する

(2) 抵触しない

選択した理由等について記入ください (用紙が不足する場合はコピーして記入ください)

西岡議員の行動

- ①5月1日西岡屋へ教育委員会から電話連絡⇒女性から「構わない」と返事
- ②5月2日西岡議員が教育委員会へ出向いた⇒説明を聞き了解した
共同調理場へ発注の連絡
- ③5月12日西岡議員が副町長に面談した⇒「米を1年分確保しているのでものままでは困る」と発言
副町長が教育委員会へ調整を依頼
- ④5月16日西岡議員が教育委員会へ出向いた⇒面談後、教育委員会で内部協議 6月分2080キロ発注済
※教育長より16日来庁依頼
- ⑤5月18日西岡議員が教育委員会へ出向いた⇒困るという事情を踏まえ、発注を変更 6月、7月に分
けて2080キロ発注することに変更連絡
※教育委員会より来庁依頼

以上の行動を西岡議員は個人としての行動と明言しているが、議員は個人と議員を使い分けて活動ができるのか。

議員は365日 24時間、議員であり、自分の都合によって使い分けるとは言語道断である。西岡議員は公人であるとの意識が欠如して個人としてと発言をされたと言わざるをえない。そこで利害関係にある西岡屋の西岡議員が行政へ交渉に出向いたと捉える。議員は、住民より付託を受け、税の報酬を受けており、影響を与える行政に対しては、全て議員の立場で対応していると判断する。その上、新聞報道にあった「ふれた対応は不適切だった。町議の影響がなかったと言えようそになる」に対して、7月3日の特別委員会での教育長発言『教育次長が言った』とあり、行政側も本音のところは圧力と感じていたと理解する。

倫理条例第1条の『いやしくもその権限又は地位による影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益をはかる』この部分に抵触していると考ええる。

発注の変更があった事実から、また7月3日の教育次長の「西岡議員が何も言ってこなければOK、そのままという判断のもと、2080キロは6月にという形で終わっていたと思う」と発言があった。このことから、倫理条例の3条(4)の『町職員の適正な職務の遂行を妨げ』の部分に抵触すると考える。

最後に、西岡議員への質疑で、平成25年に議員自ら作った議員政治倫理条例の本質を理解していない事が明白になり誠に残念である。

【教育委員会の対応等について気があれば記入ください】用紙が不足するときはコピーして記入ください。

- ①5月1日西岡屋へ教育委員会から電話連絡⇒女性から「構わない」と返事

電話連絡後、文書で確認する必要がある。

西岡屋の一員として西岡屋に便宜を図っている交渉の場合は西岡議員に毅然とした対応を行う。

教育長のふれた対応、質疑に対する応答の曖昧な表現は、誤解する場合もあるので、明確な対応、応答を望む。

教育長は副町長からの要望には毅然とした対応を行う。

役場の職場風土改革。

政治倫理条例に係る調査票

提出日 平成29年 8月 14日

【政治倫理条例に抵触するか否かの考え方】

議員名

金子 恵

(次のいずれかに○を付してください)

○(1) 抵触する

(2) 抵触しない

選択した理由等について記入ください (用紙が不足する場合はコピーして記入ください)

政治倫理条例抵触が疑われる行為

1、5月2日、当該議員の一般質問における「地場産物使用推進」の答弁に沿い、農協の米納入に一旦理解を示した後、5月12日、副町長を訪ね、「1年間の納入数量を確保しているため、このままでは困る」という話をしてる。その後、副町長から「調整できないか」の旨の連絡があっている。

これに関しては、特別委員会の質疑の中で本人も認める発言があっている。

また、一連の件に関し、「当該議員からの申し出がなかったら、農協発注の変更はなかったのでは？」の質問に対し、「そのまま終わっていたと思う」と答弁している。

この点は、倫理条例第3条1項4号「町の職員の適正な業務の遂行を妨げ、またその職権を不正に行使させるよう働きかけないこと」に違反する行為である。

2、報道の中で、教育長が「ぶれた対応で不適切であった。町議の影響がなかったと言えようぞになる」との発言に関しては、後の委員会の中の答弁において、教育次長が実際に発言していることが明らかになった。

これは、教育委員会が町議の影響を認めたことを意味しており、当該議員は「個人での訪問」を強調するが、教委側は、議員であることを前提に対応していることの証であり、通常は一般の方、業者とは直接会わないとも発言していることから、議員の立場でアポなしの面会ができたことで、教委の業務を二転三転させる結果となっている。

これらは、条例第2条2項、第3条1項1号、4号に抵触すると考える。

3、当該議員は第3回の委員会での発言において、「個人としての行為」であることを12回発言している。

また、「個人で行ったことであり、条例には触れない」と繰り返し発言しているが、教委側は「議員」とし対応したものであり、これら、一連の事から考えられるのは、「自覚が足りない」ことである。

議員は公人であり、それは24時間に渡ることは忘れてはならない。

契約は私会計であり、条例第3条3項によるところの「町の請負契約」には当たらないが、一連の行為そのものが、今回の報道につながったということは事実である。この点に関して、当該議員は町民に対し、謝罪すべき行為であることを理解すべきである。

委員会の目的に「実態把握」としているが、教委、当該議員に各1回の質疑応答を行ったが、それだけで実態が明らかになったかという点では納得していない点も多い。2回、3回の会議録を読んだだけで事実が分かるかと言われれば、読解力不足もあるためか、理解できていない。

実態が町民に説明できるほどに至っているとは考えにくいと感じている。

例えば、給食米の産地、またいつ収穫され、配合の割合はどうなっているかなど実態把握には至っていない点がある。

これは、委員会の目的に外れていると考えられがちだが、個人的にはそれこそが保護者、住民が知りたいと考えていることだと感じている。そこも含めてこそ実態調査ができているといえるのではないかと思います。

また、当該議員の答弁と、事実が異なるのではないかという点では最終確認ができているとは言えないからである。

倫理条例は、行政、議会運営の公正を確保するための自主的な条例であり、法的効力こそないが、その趣旨は議員の政治倫理の確立にあると思う。今回の事案を考慮すると、現在の長与町議会政治倫理条例においても実効性を担保するための見直し、運用面での改善が必要となってくる。また、すべてにおいて、旧態依然のシステムの構築見直しを図るべきである。

【教育委員会の対応等について気があれば記入ください】用紙が不足するときはコピーして記入ください。

受託業者の募集、応募のあった業者の適格性を審議するため、業者選定委員会を設置し、選定基準に基づく各評価項目について、厳正かつ公平な審査の実施など、今後の契約のあり方のルール化を進めて欲しい。

また、私会計といえども、契約に関与する議員に対する対応には、強い態度をもって行うべきであることを念頭に、教育長自ら言われた「風通しの良い教育委員会」への変革を強く望むものである。

政治倫理条例に係る調査票

提出日 平成29年 8月15日

【政治倫理条例に抵触するか否かの考え方】
 (次のいずれかに○を付してください)

議員名	分部 和弘
-----	-------

- (1) 抵触する (2) 抵触しない

選択した理由等について記入ください (用紙が不足する場合はコピーして記入ください)

今回の特別委員会での西岡議員、教育委員会等のこれまでの経過説明や内容をお伺いし以下の通りです。まず、
 1. 議員の立場ではなく、個人の立場で出向いた。

2. 教育委員会としては、まず最初に電話にてスタッフに連絡し返答を頂いた。

この2点について、まず1点目は議会の特別委員会として、「議員の立場での訪問」との決定がされなければ、西岡議員の「個人的な立場での訪問」との主張を否定できない。また、西岡議員が個人の立場を主張し、委員会も議員としての行動を確定できない場合、個人での対応を条例で問う事は難しいものと思います。

それでも、議員としての「責任」と「自覚」を持って行動することが最低限の長与町議会議員の誇りでもありますし、これまでの歴代の議会が築いてきた歴史と伝統を継続して行く使命があります。議会基本条例には、確固たる行動と議員の位置づけが不明瞭なところがありますが、それを理由に「解釈」のなかで「個人」の表現をされた事には違和感を持ちながらも、委員会として「個人」＝「議員」であることの判断が示されなかったことで、抵触するかの問いには答えられない部分もあります。

しかし、議員は選挙で住民の負託を受け、当選し「議員として」報酬を受け、行政に対し予算の議決権、監視機能を持っている中では、行政との関りは全て議員としての役割と考えるのが当然であり、議員が行政に対し個人と議員を使い分けることは、税金で報酬を受けている者として不適切であり、住民の信頼を損ねます。

委員会が「議員として」の見解であれば、第1条の「いやしくもその権限又は地位による影響力を不正に行行使して自己又は特定の者の利益をはかる」この部分に抵触しているものと思います。

1. 権限及び地位による影響力の行使

行政（副町長・教育委員会）に議員として確認・交渉を行ったこと、新聞紙上では教育長発言となっていたが同行した職員の発言ではあるが、「圧力」があったこと。

以上

【教育委員会の対応等について気があれば記入ください】用紙が不足するときはコピーして記入ください。

2点目の教育委員会の対応については、今回の事案の前後については、分からない部分もありますが、電話対応、直接出向いたが留守、電話で確認等の対応が本来あるべき姿の対応なのかと思うと、これだけの情報通信網が発達した中で、連絡が取れなかった、会えなかった等での教育委員会の対応も疑問に思います。また、契約についても、私会計の中での公開されていない部分が今回表面化しましたが、教育委員会としても今後の契約に対しては、これまで出ている問題点等の課題を洗い出し、内容を整理して行くことが必要であると思います。

政治倫理条例に係る調査票

提出日 平成29年 8月 14日

【政治倫理条例に抵触するか否かの考え方】
(次のいずれかに○を付してください)

議員名	岩永 政則
-----	-------

(1) 抵触する

(2) 抵触しない

政治倫理条例に『抵触しない』立場から、今日までの特別委員会等におけるそれぞれの発言の一部を時系列的に述べ、その上で結論を論じます。

1、6月6日の全員協議会における双方の経過説明によると、4月3日の教育委員会と西そのぎ商工会の売買契約から始まり、教育委員会と西岡氏間で5月2日、16日、18日の3回に亘る協議が行われています。協議には双方の言い分があり、それが話し合いであります。今回の協議を聞く限り、双方とも感情的な面は一切見受けられず、互いに納得し合い、解決しているということでもあります。総じて大変良かったと申し上げておきます。

また、同僚委員の守秘義務についての質問に対する答弁の中で、勝本教育長は『圧力があったでしょうと言うけん、圧力はないですよ。相談を受けたからそれに対して、自分なりの考えで結論を出しました』と記者に話をしたと言われております。要するに農協に発注する2080Kgを6月、7月に分けることについては教育長自身の判断で結論を出したということでもあります。

6月1日の新聞に掲載された、『相手が議員だから対応した意識はない』と副町長が答えたとの記事について、副町長に対して『この発言は本当なのか』と確認したところ、『ここに書いてあることについてはこのように述べております』との答弁でした。

要するに、西岡氏が議員であることによる特別な対応はしていないものと私は解釈しました。

2、勝本教育長は、7月3日の第2回特別委員会時に、同僚委員の質問に対し、『影響がなかったといえはうそになる』の発言は帯田次長が言われたと答弁され、なぜ6月6日の全員協議会でそういう発言をしなかったのかとの私の質問に対して、教育長は、『自分は言っていないけど、きちんと起こしてみたら、そこで記録で、だから今きちんと話をしとかんばということで、帯田次長の言葉でありましたということを行いました』と答弁されました。

さらに、圧力の件、新聞にある影響の件についての私の再質問に対して、記者とのやり取りを引用して『圧力ではございません』『相談に乗りましたけど、最終的には私が決断して、職員に話をした』と答弁され、再確認をしたところでもあります。

教育長の答弁を正とするならば、新聞に掲載されている【勝本眞二教育長は取材に町議の影響がなかったと言えはうそになると説明した】との記事は全くの誤りであることが判明したことになります。

このことが判明したことは、本特別委員会の大きな成果でありました。

3、委員会審査の中で、同僚委員から倫理条例に触れると思わなかったのかとの質問に対して、西岡氏は、『一個人としてまいりました』と数回に亘り答弁をされ、私の質問に対しては、『西岡家の一員としての立場で協議してまいりました』と答弁されました。

中には、『役場に行ったこと自体がアウトではないか』と指摘する発言もあっていたのであります。

一個人であれ、西岡家の一員であれ、西岡克之氏は長与町議会議員であることに違いはないのであり、要は、今回の事例が政治倫理条例の何条に抵触するかにあると解するべきであります。

4、結論として

今回の事例は、長与町議会議員政治倫理条例第3条(3)及び(4)が特に関係すると考えられ、(3)では、「町の請負契約(下請負含む。)、一般物品納入契約、業務委託に関して特定の業者を紹介、推薦し、又は妨害、排除する等の働きかけをしないこと。」となっております。

西岡議員の今回の行動は何ら本規定には違反しないと判断します。

また、(4)では、「町の職員の適正な業務の遂行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。」となっております。

今回、西岡議員が『議員として、職員の適正な職務の遂行を妨げる』また『職権を不正に行使するよう働きかけた』などの言動は、今日までの教育長の説明・答弁からは見受けられず、本規定には違反しないと判断します。

よって、以上のことから西岡議員が、長与町議会議員政治倫理条例に抵触するとは言えないと判断します。

政治倫理条例に係る調査票（1/2）

提出日 平成29年 8月15日

【政治倫理条例に抵触するか否かの考え方】

議員名	喜々津 英世
-----	--------

（次のいずれかに○を付してください）

1) 抵触する

(2) 抵触しない

選択した理由等について記入ください（用紙が不足する場合はコピーして記入ください）

1. 教育長を訪ね親族の米店の納入が減るため「困る」と抗議した行為

(1) 長与町議会議員政治倫理条例(以下「条例」という。)第2条第2項では、「議員は、常に町民全体の利益を擁護し、いやしくも特定の個人、団体の利益を求めて、公共の利益を損なうようなことがあってはならない」としている。議員が特定の個人、しかも家族が経営する米店の利益を求めて「困る」と抗議した行為は、条例に違反する行為である。 (条例第2条第2項に抵触)

(2) この抗議により教育委員会(以下「教委側」という。)は、農協に発注されていた6月分の取消を翌日に伝え、さらにその翌日には当該議員及び米店の来庁を受け協議を行い、この結果をもって農協を再度訪問し、了解を取り付けている。この抗議行為は、教委側の業務を二転三転させる結果につながっている。教委側も「議員が言って来なければ変更はなかった」と答弁している。これら一連の行為は条例第3条第1項第4号「町の職員の適正な職務の遂行を妨げ、又その職権を不正に行使させるよう働きかけをしないこと。」に明白に違反する行為である。 (条例第3条第1項第4号に抵触)

2. 教育長は「ふれた対応で不適切であった。町議の影響がなかったかと言えばうそになる」と説明

この発言は、新聞報道では教育長の発言とされていたが、第2回委員会で「教育次長の発言」である旨の説明があった。いずれにしても、教委側は町議の影響を認めたことを意味している。教育長は「一般の方、業者の方とは直接は会わない。議員だから会った」と答弁もしている。条例第1条の目的にある「いやしくもその権限又は地位による影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることがないよう(以下、省略)」に抵触する行為である。 (条例第1条及び第3条第1項第1号に抵触)

以上のとおり、新聞記事に係る前記1及び2の案件については、これまでの調査における質疑・答弁で、記事の内容も事実であることが立証され、条例に反する行為であると認定できる。

平成25年9月、「町民とともに」を基軸とした長与町議会基本条例を制定したが、この条例に基づく議会運営を行うためには、町民と議会(議員)との信頼関係の確立は重要な要素である。そのためには、議員一人一人が公職者として、高い倫理観を持ち行動しなければならない。

公職者として自分を律し、議員自らが守るべき事項を明文化したものが政治倫理条例である。したがって、議会基本条例及び政治倫理条例の遵守は、議員としての責務である。

今回の行為は、自らを律する条例を自ら破り、しかも家族が経営する事業のために教委側及び副町長に働きかけを行ったものである。議員は、これまでの調査において、自らの行為を正当化するような説明及び答弁に終始している。当該議員には猛省を促すべきである。

また、政治倫理条例には罰則規定を含め不備事項も散見されることから、見直しが急務であると考えます。

3. 当該議員の答弁「個人として行動で、圧力もかけていない」について

(1) 「議員としてでなく個人としての行動」を主張しているが、全員協議会における教委側の時系列の説明では、当該議員の名前が数多く出ている。議員は個人の行為を主張しても、教委側は議員として対応していることは明らかである。当該議員は答弁の中で、「相手の取り方、受け方の問題で、私は全く覚えはない」と発言しているが、議員は思わなくても相手方は圧力と感じている。

(2) 第3回委員会で、「新聞記事を見て政治倫理条例を思い浮かべたが、議員はどうか」との問いに、「政治倫理では3条の3号、4号に当たるかどうかだが、私は当たらないと思う」と答弁している。

また、「(教委に)行ったことで発注量が変われば分かるが、現状は変わっていない。あちら(教委側)の捉え方も、議員としてではないと捉えていると思う」と答弁している。これらの発言は特別委員会での質疑を想定したものと推測するが、条例違反の意識は全くないと思われる。したがって、

政治倫理条例に係る調査票 (2/2)

提出日 平成29年 8月15日

【政治倫理条例に抵触するか否かの考え方】
(次のいずれかに○を付してください)

議員名	喜々津 英世
-----	--------

1) 抵触する

(2) 抵触しない

選択した理由等について記入ください (用紙が不足する場合はコピーして記入ください)

「議員としてではなく個人の行為である」との主張は、到底容認できるものではない。

議員の中にも「個人の行為であれば問題がないのでは」という趣旨の発言もあったが、議員に当選した以上、行政側との協議等は、常に議員の立場として受け止められると理解すべきである。「議員は公人である」ことを忘れてはならない。

4. その他

(1) 「商工会と契約したにもかかわらずJAに発注したことが問題である」との意見もあるが、契約前の3月議会で当該議員の一般質問に対し、「地場産物使用推進月間については、町内産を使用し、不足分は県内産米を使用する」と教委側が答弁したことに対し、議員は「今回初めて前向きな答弁が聞けて良かった」と発言したことが、会議録に記載されている。

5月1日の当該米店への電話通知では、女性から「うちは構わない」との返答があっている。翌日、確認に来た当該議員に対し、「3月議会の一般質問の答弁に沿って農協等に発注するもの」と説明したところ「了解した」として帰っている。また契約も年間取扱数量の契約ではないことも教委側の資料及び説明で明らかになった。以上から「教委側に問題があるから、政治倫理条例には反しない」との主張は、全く別問題であり成立するものではない。

(2) 当該議員は、「重要なことは電話でなく、文書ですべきだ」と数多く答弁している。この発言に対し「教委側との交渉ではこの発言はないが」との質疑に、当該議員は「今日(7月7日)初めて話した」と答弁しているが、自身の行為を正当化する後付けの理由と言わざるを得ない。

(3) 「米店の経営主は、父の死後、母が代表者である」との答弁と、過去の選挙公報では当該議員が代表者であり食い違っている。自身が商工会理事に就任しているが、「経営者の家族でも理事になれる」との商工会法と違う答弁。また「商工会指定業者への再納入打診は商工会職員が行った」と答弁するなど、商工会法及び商工会定款に違反が疑われる答弁もあったが、これらを調査しても政治倫理条例との直接の関連はないとの考えもあり、断念することはやむを得ないと思う。

【教育委員会の対応等について気があれば記入ください】用紙が不足するときはコピーして記入ください

今回の問題は、教委側にも責任の一端はある。ただし、当該議員が言う「1年間の納入契約を無視してJAに発注した」、「重要なことは電話でなく、文書で通知すべき」との責任問題ではない。

問題点を列記すると次のとおり。

- ①前例踏襲主義による契約
 - ②学校給食用物資売買契約書の不備 (例：指定納入業者名が不明、その他)
 - ③商工会に提出された指定業者の念書の未徴求 (契約は毎年なので念書の写しも毎年徴求すること)
 - ④商工会との契約でありながら、商工会は契約時のみ対応していることは、名義貸しに等しい
 - ⑤過去2年間指定業者でありながら未納入であった業者をなぜ参入させたのか
 - ⑥この業者は、過去に異物混入があったと聞くが、契約書第5項の「検査に合格」の規定に反したのであれば、第8項第1号の規定に基づき、契約解除すべき
 - ⑦未確認だが、これらの問題について商工会との折衝はなされていない
 - ⑧3月議会の一般質問を受け内部で検討し、決定したものを議員の抗議で変更することは、教委側に重大な過失があればやむを得ないが、今回のケースは圧力に屈した対応である
 - ⑨商工会との契約は、当該議員の説明では平成18年度からとのことであるが、商工会が疑惑隠しに協力していると疑われることにもなりかねない。他の食材と同様、直接契約にすべき
- 第2回委員会で、教育次長から「契約の見直しをする」旨の答弁もあっている。改善に期待したい。

政治倫理条例に係る調査票

提出日 平成29年 8月16日

【政治倫理条例に抵触するか否かの考え方】
 (次のいずれかに○を付してください)

議員名	山口 憲一郎
-----	--------

(1) 抵触する (2) 抵触しない

選択した理由等について記入ください (用紙が不足する場合はコピーして記入ください)

本委員会は、学校給食米の納入に関して新聞報道された内容について、「給食米を巡る新聞報道の実態把握」、「長与町議会議員政治倫理条例に基づく調査」を目的として設置されている。従って、目的に沿って委員会としての論議を尽くす必要があり、現状の調査が拡散することは避け、早めの調査結論を望みたいと思う。

調査票の冒頭で、条例への抵触について「抵触する」、「抵触しない」を問うてありますが、倫理条例への抵触については、西岡議員が個人の立場で教育委員会を訪問したのであれば、倫理条例の問題には何ら関係しないことになると思う。

従って、結論が出ていない「議員か、個人か」の論議が必要であり、その結果次第で倫理条例への抵触問題が出てくると考える。

現状は、西岡議員は「個人で訪問」としており、委員会は「議員としての行動」との結論を出していない。この件を明確にして委員会を進めないと政治倫理条例への抵触は成り立たないと思う。

※ 西岡議員が個人の立場を主張し、委員会も議員としての行動を確定できない場合、個人での対応を条例で問うことはできないと思う。

西岡議員の教育委員会への訪問、副町長への面談について

(1) 議員としての行動と判断する。

選挙により負託を受け、住民の代表として日常的な活動を行っている中で、行政との関りは全て議員としての役割と考えるのが当然である。議員が行政に対して個人と議員として立場を使い分けることは、税金による報酬を受ける身として不適切であり住民の信頼を損ねると思う。従って、議員としての行動と判断する。

「委員会が議員として行動したと判断した」ことを前提に考えを述べると、

(2) 長与町議会議員政治倫理条例へ抵触すると判断する。

西岡屋の一員として訪問したと明言しており、議員が直接利害の絡む学校給食の件について、交渉することは議員の影響力行使と捉えられる。

さらに、7月3日の委員会で勝本教育長が「圧力という言葉は、自分は言っていないが常田次長が発言した」と明確に述べており、明らかに影響があったと考える。

よって、倫理条例への抵触部分として、倫理条例第1条「いやしくもその権限又は地位による影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益をはかる」この部分に抵触していると思う。

※権限又は地位 ⇒ 議員の地位、及び議員としての権限を行使している。

- ・ 利害が生じる相手先（行政）に議員として確認・交渉した
- ・ 行政に議員の影響力（圧力）を感じさせている。

※自己又は特定の者 ⇒ 西岡屋の一員として西岡屋に便宜を図っている。

- ・ 確認、交渉を行い利害に係る内容を交渉した。
- ・ 西岡屋の業務に支障をきたさないように交渉した。

【教育委員会の対応等について気付きがあれば記入ください】用紙が不足するときはコピーして記入ください。

契約の経緯については、上記条例への抵触が確定した後に、これまで出ている問題点について、再度項目の洗い出しを行い内容を吟味する必要があると思う。

政治倫理条例に係る調査票

提出日 平成29年 8月10日

議員名	堤 理志
-----	------

【政治倫理条例に抵触するか否かの考え方】
 (次のいずれかに○を付してください)

- (1) 抵触する (2) 抵触しない

選択した理由等について記入ください (用紙が不足する場合はコピーして記入ください)

【客観的事実経過】

教育委員会は、西岡屋が学校給食米を独占受注していること、および長与町産米を一部納入する方針を立てたことに鑑み、年三回の給食強化月間は別の業者を参入させると西岡屋に伝達した(平成29年6月6日議員全員協議会)。西岡議員の説明によれば、この期間は西岡屋への発注は無くなると教委側から説明を受けたとのことである

(補足：給食米納入契約書によれば、給食米を発注した際の10Kgあたり単価を定めたものであり、年間数量、年間受注についての取り決めはなされていない)。

平成29年5月12日、西岡議員が登庁し副町長と面会。この時、西岡議員は「米を一年分確保しているの
 で困る」旨の働きかけをした。

これを受け、副町長は教育委員会に対し「調整できないか」と発言をしている。

こうした経緯の後、西岡屋への発注は(2080kg：6～7月じげもん・JA)を除き継続されることになる。

【圧力、働きかけ】

西岡議員は、教育委員会や副町長との接触について、「個人としての行動であった」と釈明した。

一方、教育次長は「西岡議員が何も言ってこなければOK、そのままだという判断のもと…」と発言した。

つまり、教育委員会側は町議会議員だからこそ面会、対応したとしている。

【新聞報道の真偽】

特別委員会の質疑の中で、教育長が「町議の影響がなかったといえば嘘になると説明」とした新聞報道について実際には教育長ではなく教育次長の発言であったことが明らかになった。

この問題の本質は、「発言者が教育長か次長か」ではない。教育委員会事務局幹部が「議員の影響と受け取らざるをえない言動」が行われたことである。

【結論】

政治倫理条例は圧力の有無を基準にしていない。議員政治倫理条例の条文は「疑惑を持たれる『おそれ』のある行為をしないこと」「働きかけをしないこと」とある。

以上の理由により議員政治倫理条例の主旨にある

- 自己の利益を図り、公正、民主的な町政発展を阻害し町民の信頼確保を損なった。

- 議員としての立場を利用し町職員の適正な職務遂行を妨げた。

と判断する。

【教育委員会の対応等について気があれば記入ください】用紙が不足するときはコピーして記入ください。

学校給食法の「給食の目的」条項に「食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと」とある。また、地教行法で給食は教育委員会の職務権限とされている。さらに、教育は子どもたちの心身の発達に関わることから、公正性、働きかけなどに対し特に留意する必要がある。その理由は教育基本法にある。教育基本法第十六条は「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり…」とされている。

今回の一連の事案に対し毅然とした対応が取られず、教育基本法、地教行法、学校給食法、およびこれらの法の精神から逸脱した対応があったように思われる。議員や副町長からの働きかけに対し、教育の自主性、独立性の観点から、毅然とした対応をすべきであった。

再発防止として、不当な働きかけへの対応マニュアル、通報・公開する仕組みを作る必要がある。

政治倫理条例に係る調査票

提出日 平成29年8月16日

議員名 河野 龍二

【政治倫理条例に抵触するか否かの考え方】
 (次のいずれかに○を付してください)

- ① 抵触する (2) 抵触しない

選択した理由等について記入ください (用紙が不足する場合はコピーして記入ください)

今回の西岡議員の行動は、明らかに長与町議会政治倫理条例に抵触する。

条例の第1条(目的)は議員は「町民全体の奉仕者として政治倫理を保持し、いやしくもその権限又は地位による影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう」とある。

第2条(議員の責務)においても2項でも同等の内容が明記してある。

第3条(政治倫理基準)1号においては、「不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」

3号では「町の請負契約・・・特定の業者を紹介、推薦し、又は妨害、排除する等の働きかけをしないこと」

4号では「町の職員の適正な職務の遂行を妨げ、又はその職権を不正に行使するような働きかけをしないこと」とある。

西岡議員は、第1条および2条について、自己の利益のために議員としての権限を利用した行為は明白である。西岡議員は「個人的な相談」と主張するが、これまでの委員の発言でも明らかのように、議員職が個人と線引きできる状況はない。個人と議員の線引きをするならば、議員と個人の活動時間を明確にすべきで、個人活動および営業活動の場合は議員報酬を返還すべきである。

また、教育長の発言からも「業者と個人的に会うことはない」と断言した。さらに「議員だから相談に応じた」とも発言した。個人としての来庁かどうか判断が明らかに行えない。議員の影響力を利用しての行為と断定できる。

第3条については、給食材料は公会計とは違うが、児童生徒の保護者が信頼して納める大切な浄財である。その浄財の利用は、私会計であっても、公会計同様の扱いでなければならない。

さらに、子どもたちの食を考えると、浄財は有効かつ適正でなければならない。その点給食米だけが、商工会との直接契約であったことや、その商工会の内特定の2業者だけが納入できる状況は不可解としか思えない。

1号においては、すでに疑惑を持たれる行為をした事で抵触している。3号においては町の請負契約ではなかったとしても、教育委員会が直接契約することで、同等の扱いが生じ、上記に示したように、だれもが理解できる内容でなければならないことから抵触に値する。

4号においても、議員の質問に対し「西岡議員からの抗議がなければ、JAとの契約はそのままだったか」問いに教育委員会は「そうだ」と回答した。これも明らかに適正な職務遂行を妨げ、職権を不正に行使している事が明らかである。

以上の理由から、抵触すると判断する。

【教育委員会の対応等について気があれば記入ください】用紙が不足するときはコピーして記入ください

今回の事案は、教育委員会ならびに副町長の対応にも問題がある。議員の政治倫理条例を十分に把握し、対応すべき内容であった。今回の議員の行為が許されれば政治倫理など不要になり、議員の職権が乱暴かつ横暴に乱用される恐れがある。

現代社会に到底理解できない内容であり、町民にも説明できない内容である。

以後、こうした事態を生まないように、議員並びに副町長、教育委員会においても厳粛な対応をすべきである。

政治倫理条例に係る調査票

提出日 平成29年 8月16日

議員名 吉岡 清彦

【政治倫理条例に抵触するか否かの考え方】
(次のいずれかに○を付してください)

(1) 抵触する

(2) 抵触しない

選択した理由等について記入ください (用紙が不足する場合はコピーして記入ください)

- 1、契約は町との契約ではない。
 - 2、経過の確認をすることはごく普通のことである。
- ※ 何か意図的な所を感じる。

【教育委員会の対応等について気があれば記入ください】用紙が不足するときはコピーして記入ください
特になし

政治倫理条例に係る調査票

提出日 平成29年 8月 8日

【政治倫理条例に抵触するか否かの考え方】
(次のいずれかに○を付してください)

議員名	竹中 悟
-----	------

(1) 抵触する

(2) 抵触しない

選択した理由等について記入ください (用紙が不足する場合はコピーして記入ください)

当事案については6月1日地方ローカル紙の新聞掲載に始まった。紙面では議員の圧力により給食米の納入が捻じ曲げられたと報じられた。時を置かず議会運営委員長の倫理条例に抵触ありき資料により特別委員会の設置が決まった。情報元は農協と文書化されていた。

6月6日全員協議会において理事者側、教育委員会の時系列説明を受けた。特別委員会としては20日教育委員会から参考人として時系列説明を受け、又7月3日には対象同僚議員の聴取を行った。議事運営に当たり正副委員長の調査前からの抵触ありき運営に対しては平等性を欠き、他議員も違和感を持っていた。

内容

1. 対象会計は公会計では無く私会計である。議会の範疇ではない。
2. ローカル紙及び委員長は農協から情報、資料の提供を得たと言っているが、農協はコンプライアンス遵守の規定が大変厳しく情報の提供は考えにくい。
3. 教育委員長は新聞取材内容の掲載を否定している。本人の判断と明言している。
4. 対象議員は急な発注形態に事実確認に来町、事情を聴き納得して帰った。
5. 対象議員の関係する米店は商工会を介して教育委員会と平成29年から平成30年の学校給食用品物資売買契約を正式に取り交わしている。契約期間にも関わらず教育委員会は地産地消月間を名目に突然農協に発注している。しかも対象米店には電話一本で処理している。しかしながら契約上のひのひかり米は地元での収穫はごく微量で農協は他地域から確保していた。教育委員会の軽率な発注に対象議員が内容を尋ねるのはごく当たり前と考える。
6. 今回地産地消を名目にした処理方法に疑問を感じ、内容を尋ねた対象議員の圧力があつたかが焦点であるが、議員であれ誰であれ疑問点があれば内容について尋ねることは当たり前のことである。
7. 今回の件については教育委員会及び対象議員の話した内容の事案であって、利害は考えにくい。当人同士の言動のみの調査の限界を感じる。
8. 現代の情報誌は興味半分の誤解を招く手法で表現をしている。しかしながら我々議員は住民の皆様にも誤解を招くような行動、言動は慎むべきである。

【教育委員会の対応等について気があれば記入ください】用紙が不足するときはコピーして記入ください